

ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンを自費で接種した方への払い戻しについてのご案内

ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの積極的な接種勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃した方で、すでに自費での接種(任意接種)を受けた方に対し接種費用の払い戻しを行います。

《対象者》 以下のすべてを満たす方

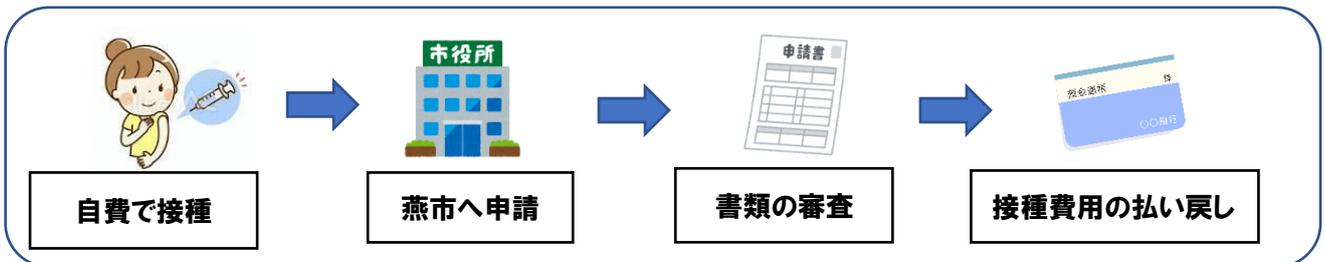
1. 令和4年4月1日時点で燕市に住民登録がある方
2. 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性
3. 高校1年生相当の3月31日までにHPVワクチンの3回接種が終了していない方
4. 高校2年生相当～令和4年3月31日までに2価又は4価ワクチンを自費で接種した方
5. 払い戻しを受けようとする接種回数分のキャッチ接種を受けていない方

《申請期間》

令和4年8月1日～令和7年3月31日まで

《申請から支給までの流れ》

1. 申請書類①～⑤を健康づくり課の窓口へ提出してください。郵送での提出も可能です。
2. 申請後、書類審査を行い、1か月程度で指定の口座に振り込みます。



《申請書類》

- ① ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書(押印必要)
- ② 接種費用の支払いを証明する書類(領収書、明細書等の原本)
- ③ 接種記録が確認できる書類(母子健康手帳等の写し)
- ④ 住所・氏名・生年月日確認書類(運転免許証、健康保険証等の写し)
申請者と接種者が違う場合は双方のもの
- ⑤ 銀行名・支店名・口座番号・口座名義人の分かる書類

(振込口座の通帳、キャッシュカード等の写し)

※ ②が提出できない場合には、燕市が規定する金額を支払います。

※ ③が提出できない場合にはヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い用証明書を接種した医療機関で作成いただければ申請が可能です。証明書の作成にかかる文書料は、助成の対象とはなりません。

※ 申請書、証明書などの書類は申請窓口、燕市のホームページからダウンロードで取得できます。

※ 申請書類が不足している場合や確認事項がある場合には、審査に時間がかかることや、書類の追加提出を求められることがあります。



《申請書提出先・お問い合わせ先》

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

燕市役所 健康福祉部健康づくり課 (申請窓口 1階 13・14番窓口) 電話 0256-77-8182